

市政担当記者 各位

国際貢献の取組みを通じたビジネス展開に向けて  
「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」を設置します。

## 1. 設置目的

福岡市では、国際貢献を通じて市の知名度や存在感を高めるとともに、官民連携も含めた事業展開を目指しており、平成26年7月には、副市長をトップに関係局長等で構成する「福岡市国際貢献・ビジネス推進会議」を設置したところです。

この取組みを着実に推進し、官民連携した海外案件の受注や、地場企業等のビジネス機会の創出を図り、もって、海外の都市問題解決と地域経済の活性化に繋げることを目的として、新たに官民連携のプラットフォームを設置いたします。

つきましては、以下のとおり、組織へご参画頂く会員企業を募集しますので、お知らせします。なお、11月11日（火）には、設立会を開催する予定です。

（【設立会(予定)】開始時間：14時から2時間程度、場所：電気ビル共創館 ※詳細は別途お知らせします）

## 2. 募集内容

★募集開始日（設置の日から）：平成26年10月9日（木）

★会員企業の登録要件：

- ・日本国内で登記されていること
- ・福岡市内に本社や本店、支社、営業所などの活動拠点を有すること
- ・要綱第2条に定める目的に賛同し、海外ビジネス展開への意向を有すること

★申込み方法：

- ・所定の申込様式に必要事項を記入のうえ、事務局へ電子メール、FAX、郵送のいずれかにより提出。

※申込様式（Excelファイル）は、ホームページに掲載。

★会費：当面の間、無料とする。

<添付資料>

- 福岡市 国際ビジネス展開プラットフォームについて
- 福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム設置要綱
- 福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム設置要領

【お問い合わせ先】

事務局）総務企画局国際部国際課

担当：伊勢川，古賀，菊地

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電話：711-4304(内線1323), FAX：733-5597

E-mail：koukenbiz@city.fukuoka.lg.jp

# 福岡市 国際ビジネス展開プラットフォームについて

## ● 組織形態について

- この組織は、福岡市、登録を受けた会員（企業<sup>※</sup>等）、協力団体により構成する。
- 組織には、当面の間、会長・幹事等の役職や、幹事会等の下部組織は設けない。  
※業種の想定：プラント、コンサル、商社、設備、建設、資機材、金融、維持管理 等

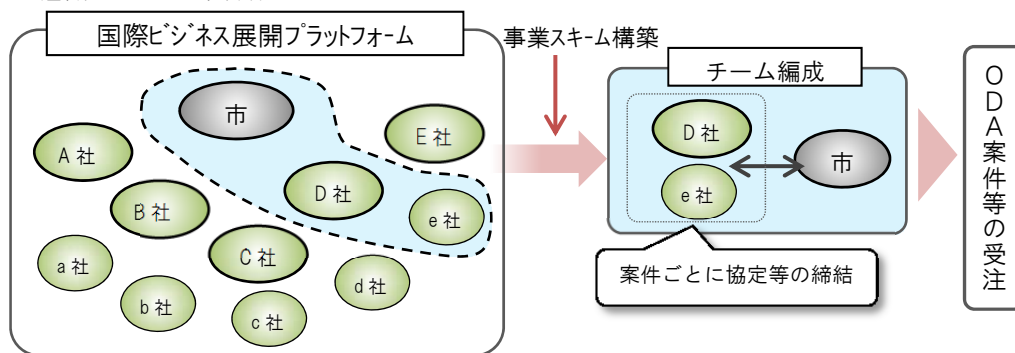
## ● 組織における市の役割

市は、組織設立の目的を達成するため、案件化に向けた企業からの協力依頼を随時受け付けるなど、下表のような取組みを実施する。

(市の取組み一覧)

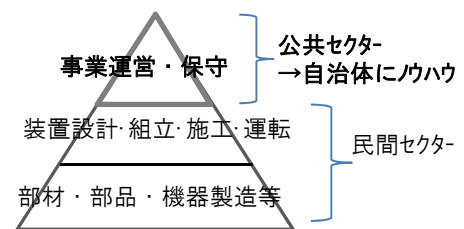
項目	内容
ODA 等の案件形成 <sup>※</sup>	■ 事業スキームの構築・事業化支援
情報発信	■ セミナーや交流会、メール等による情報発信
ビジネス環境整備・支援	■ 国際貢献を通じた相手国との更なる信頼関係の構築 ■ 企業からの視察受入、共同研究等の連携協議 ■ 相手国等への企業 PR 支援
その他	■ 組織運営（事務局）

※組織における案件形成のイメージ



## ● 組織で取り扱う、主たる対象分野

福岡市がノウハウや強みを持つ「上水道」・「下水道」  
・「環境」分野における、公共インフラ整備に係る内容を主たる対象分野として取り扱う。



参考) 日本の水インフラシステム

## ● 展開を検討する対象国

これまで技術協力等を通じて関係を築いた支援先に力点を置く。

(対象区分・対象国)

対象区分	対象国	現状
【最重点国】	ミャンマー	ヤンゴン市との間で、まちづくりに関する MOU を締結（平成 26 年 5 月）
【重点国】	ベトナム	ハイフォン市との間で、廃棄物埋立技術「福岡方式」を軸とした技術協力協定締結に向けた覚書を締結（平成 25 年 1 月）。
	フィジー	ナンディ・ラウトカ地区水道事業に対する技術協力を実施中（平成 26 年 3 月～）。
【その他】	今後、技術協力等による関わりを持つ中で、 <u>官民連携のビジネス展開が見込めると市が判断した国・地域。</u>	

～国際貢献の取組みを通じたビジネス展開に向けて～

## 「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」設置要綱

(名称)

第1条 本組織の名称は、「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」(以下「本会」という。)とする。

(目的)

第2条 本会は、福岡市が実施する国際貢献・国際協力の取組みを通じて、官民連携による海外事業案件の受注や地場企業等のビジネス機会の創出を図り、もって、海外の都市問題解決と地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

(機能及び活動内容)

第3条 本会の担う機能は、官民双方向の情報発信・共有及び案件受注のためのコーディネーター機能とし、福岡市は具体的な取組みとして、以下に掲げる活動を行う。

- (1) セミナーや交流会の開催及びメール等による情報発信・共有
- (2) 海外事業案件のスキーム構築や事業化に係る支援及び対象国等への企業 PR 支援
- (3) 国際貢献を通じた対象国との更なる信頼関係構築による海外ビジネス展開支援
- (4) その他前条に定める目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本会は、福岡市、第2条に定める目的に賛同する企業等(以下「会員」という。)及び協力団体をもって組織する。

(入会及び退会)

第5条 本会への入会を希望する企業等は、登録申込書(様式第1号)を事務局に提出し、登録を受けなければならない。

2 会員は、退会届(様式第2号)を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(対象とする主たるビジネス分野)

第6条 本会は、福岡市が実施する国際貢献・国際協力の取組みを基盤としつつ、官民が連携する意義として、福岡市がノウハウや強みを持つ「上水道」「下水道」「環境」分野のインフラ整備に係るビジネスを主たる対象として取り扱う。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、福岡市総務企画局国際部国際課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、福岡市が別途定める。この場合において、必要に応じて「福岡市国際貢献・ビジネス推進会議」に諮り、その内容を決定する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

～国際貢献の取組みを通じたビジネス展開に向けて～

## 「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム設置要綱」(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」(以下「本会」という。)の運営に必要な事項を定める。

(会員の登録要件)

第2条 要綱第5条第1項の規定に基づき、本会への登録を受けようとする企業等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体に該当しないものに限る。

- (1) 日本国内で登記されていること。
- (2) 福岡市内に本社や本店、支社、営業所等の活動拠点を有すること。
- (3) 要綱第2条に定める目的に賛同し、海外ビジネス展開への意向を有すること。

(海外事業案件に係る協力依頼)

第3条 要綱第3条第2号の規定に基づき、会員は福岡市に対して、海外事業案件のスキーム構築や事業化に係る支援を求めることができる。この場合において、当該支援を求める会員は、協力依頼書(様式第3号)を事務局に提出しなければならない。

(協力依頼への回答)

第4条 福岡市は、前条の協力依頼書の提出を受けた場合、次に掲げる項目を総合的に勘案し、福岡市の協力の可否を案件ごとに決定し、会員に対して、その結果を協力依頼回答書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 依頼内容が、要綱第2条に定める目的の達成に寄与するものであること。
- (2) 当該案件又は当該案件に関連した将来的な展開の内容が、地場企業のビジネスチャンスに繋がる可能性を有すると認められること。
- (3) 当該案件に対する福岡市の協力体制が十分に確立できる内容であること。
- (4) その他当該案件に福岡市が協力することに十分な意義が見出せる内容であること。

附 則

この要領は、平成26年10月9日から施行する。